

議第 94 号

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を
改正する条例案について(概要)

1. 概要

- ・国において、建築基準法の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 27 日に公布されました。
- ・今回の改正のうち、3 か月以内の施行分により、接道規制の適用除外に係る手続が合理化されたことおよび仮設興行場等の使用期間の特例制度が新たに設けられたことから、「滋賀県建築基準条例」および「滋賀県使用料および手数料条例」の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容

(1) 滋賀県建築基準条例の一部改正

- ・国際的な規模の会議等に使用する等の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、特定行政庁が安全上、防火上および衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、その建築を許可することができるようになったことから、当該許可を受けた仮設興行場等については、1 年以内の使用期間で建築することを許可された仮設興行場等と同様に、滋賀県建築基準条例の規定を適用しないことを条例に定めるものです。(第 36 条の 2 関係)

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

- ・接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに条例に定めるものです。(別表第 43 関係)
- ・仮設興行場等の設置期間の特例許可の申請に対する審査の手数料を新たに条例に定めるものです。(別表第 43 関係)

(3) その他

- ・この条例は、この条例の公布の日または建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行に伴い、接道規制の適用除外に係る手続が合理化されたことおよび仮設興行場等の使用期間の特例制度が新たに設けられたことから、滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）および滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県建築基準条例の一部改正

国際的な規模の会議等に使用する等の理由により 1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、特定行政庁が安全上、防火上および衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、その建築を許可することができるようになったことから、当該許可を受けた仮設興行場等については、1 年以内の使用期間で建築することを許可された仮設興行場等と同様に、滋賀県建築基準条例の規定を適用しないこととします。（第 36 条の 2 関係）

(2) 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正

ア 接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。（別表第 43 関係）

イ 仮設興行場等の設置期間の特例許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。（別表第 43 関係）

(3) その他

ア この条例は、この条例の公布の日または建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 94 号

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

(滋賀県建築基準条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 3 項」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項中「の仮設建築物」を「または第 6 項の規定による許可を受けた仮設興行場等」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 43(5)の項の次に次のように加える。

(5)の 2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請 に対する審査の手数料	29,000 円
---	----------

別表第 43(6)の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改め、同表(31)の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項の次に次のように加える。

(31)の 2 法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の 許可の申請に対する審査の手数料	150,000 円
--	-----------

付 則

この条例は、この条例の公布の日または建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

滋賀県建築基準条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
目次 省略 （趣旨） 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定およびその区域内における建築に関する制限ならびに法第40条および<u>法第43条第2項</u>の規定に基づく制限の附加ならびに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の区域の指定については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第1条の2～第36条 省略 （適用除外） 第36条の2 この条例の規定は、大津市の区域においては、適用しない。 2 この条例の規定は、法第85条第5項の<u>仮設建築物</u>については、適用しない。 第36条の3～第37条 省略	目次 省略 （趣旨） 第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定およびその区域内における建築に関する制限ならびに法第40条および<u>第43条第3項</u>の規定に基づく制限の附加ならびに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の区域の指定については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第1条の2～第36条 省略 （適用除外） 第36条の2 この条例の規定は、大津市の区域においては、適用しない。 2 この条例の規定は、法第85条第5項または第6項の規定による許可を受けた<u>仮設興行場等</u>については、適用しない。 第36条の3～第37条 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																												
本則および付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>(1)～(5) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>36,000円</td></tr> <tr> <td>(7)～(30) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>120,000円</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> </table>	区分	金額	(1)～(5) 省略		(新設)		(6) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(7)～(30) 省略		(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円	(新設)		本則および付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>(1)～(5) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(5)の2 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料</td><td>29,000円</td></tr> <tr> <td>(6) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>36,000円</td></tr> <tr> <td>(7)～(30) 省略</td><td></td></tr> <tr> <td>(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>120,000円</td></tr> <tr> <td>(31)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料</td><td>150,000円</td></tr> </table>	区分	金額	(1)～(5) 省略		(5)の2 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円	(6) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円	(7)～(30) 省略		(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円	(31)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
区分	金額																												
(1)～(5) 省略																													
(新設)																													
(6) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円																												
(7)～(30) 省略																													
(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円																												
(新設)																													
区分	金額																												
(1)～(5) 省略																													
(5)の2 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査の手数料	29,000円																												
(6) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査の手数料	36,000円																												
(7)～(30) 省略																													
(31) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	120,000円																												
(31)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円																												

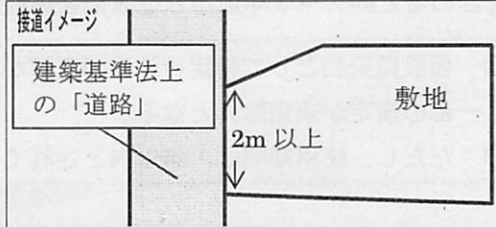
(32)～(48) 省略	(32)～(48) 省略
注1～8 省略	注1～8 省略
別表第44～別表第69 省略	別表第44～別表第69 省略

背景 接道規制の適用除外に係る手続の合理化

接道規制の適用除外に係る許可の中で、実績の蓄積があり個別の審査が少ないもので、一律に建築審査会の同意を得て許可することになっている。

- 建築物の敷地は、建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければならない。

道路の意義…建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境のために、きわめて重要。



- ただし、敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては適用しない。

これまでの手続に加え、建築審査会の同意を不要とする手続の合理化を行う。

- 上記に加え、避難および通行の安全に必要な幅員4m以上の道に2m以上接している建築物のうち、利用者が少数である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるものについては接道規制を適用しない。(この場合、建築審査会の同意は不要)

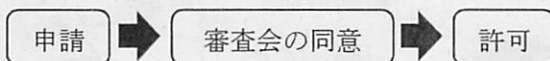
＜建築審査会の同意の不要イメージ＞



条例 滋賀県使用料および手数料条例関係 (条例案要綱2(2)ア)

上記の追加手続に係る手数料を追加

【これまでの手続】



接道規制の適用除外に係る全ての申請

【追加の手続】



あらかじめ国が定めた基準に適合するもの

背景 仮設興行場等の仮設建築物に係る使用期間の特例措置

仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物の使用期間について、1年が存続期間の上限とされていたが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、プレ大会を含めると約2～3年前から仮設観客施設等を設ける必要がでてきた。

- 仮設建築物として特定行政庁が支障がないと認めて許可した仮設興行場等は、建築基準法の一部の規定が適用除外となる。
- ただし、使用期間は1年以内とされている。(工事施工期間中の仮設店舗等の場合を除く)

仮設興行場等の仮設建築物の使用期間が1年を超える場合の許可制度を新設する。

- 国際規模の競技会等その他の理由により、1年を超えて使用する特別な仮設建築物が対象
- 1年を超えて使用する特別な仮設建築物を許可する場合に、建築審査会の同意が必要になる。
- 1年以内使用と同様に、許可された建築物は、建築基準法の一部の規定が適用除外となる。

<仮設興行場等のイメージ>

■テント（建築物）



外観

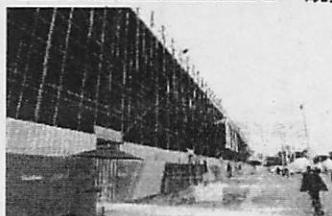


内観

■観覧席（建築物）



観覧席側



裏側

条例 滋賀県建築基準条例（条例案要綱2(1)）・滋賀県使用料および手数料条例関係（条例案要綱2(2)イ）

- ・1年を超えて使用する特別な仮設興行場等の仮設建築物に対する条例の適用除外を追加
- ・当該仮設建築物に対する建築許可の手続きに係る手数料を追加

- 使用期間が1年以内の仮設建築物と同様に条例の適用除外とする。



【法律】 最低限必要な部分のみ適用
【条例】 すべて適用除外（法律で担保）

【法律】 すべて適用除外
【条例】 すべて適用除外